

「農村地域の姿」に使用されている用語の説明

【基本指標】

○市区町村

平成17年2月1日現在の市区町村をいう。

○旧市区町村

昭和25年2月1日時点の市区町村をいう。

○農業集落

市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことをいう。本システムでは、2005年農林業センサスにおいて実施した「農山村地域調査」の対象農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く）のデータを掲載している。

○農業地域類型

短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって旧市区町村を分類したものである。

具体的には、旧市区町村をDID面積、人口密度、宅地、耕地及び林野の割合に着目し、以下の基準に基づいて類型化した統計上の区分の一つである。

農業地域類型	基準指標
都市的地域	○ 可住地に占める DID 面積が5%以上で、人口密度 500 人以上 又は DID 人口 2 万人以上の旧市区町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が 60 %以上で、人口密度 500 人以上の旧市区町村。 ただし、林野率 80 %以上のものは除く。
平地農業地域	○ 耕地率 20 %以上かつ林野率 50 %未満の旧市区町村。ただし、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 90 %以上のものを除く。 ○ 耕地率 20 %以上かつ林野率 50 %以上で傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 10 %未満の旧市区町村。
中間農業地域	○ 耕地率が 20 %未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村。 ○ 耕地率が 20 %以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村。
山間農業地域	○ 林野率 80 %以上かつ耕地率 10 %未満の旧市区町村。

- 注：① 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域
 ② DID [人口集中地区] とは、人口密度約 4,000 人/k㎡以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地区をいう。
 ③ 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

【1】農家等

○総戸数

農業集落の領域内に居住する農家数と非農家数を合計したものをいう。

○農家

経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

○販売農家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

○土地持ち非農家

農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5 a 以上所有している世帯をいう。

○主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

○都府県平均

北海道を除く全国の平均値をいう。（全域が市街化区域の農業集落を除く。）

○県平均

該当都道府県内のうち、全域が市街化区域の農業集落を除いた農業集落の平均値をいう。

【2】農家人口

○農家人口（総農家）

農家を構成する世帯員の総数をいう。

***世帯員**

原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。

また、住み込みの雇人も除く。

○農業就業人口（販売農家）

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

***農業従事者**

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

○生産年齢人口（販売農家）

15歳～64歳の農業就業人口をいう。

【3】土地面積

○所有耕地

経営耕地から借入耕地を除いた面積に貸付耕地を加えたものをいう。

○耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいう。

○経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

○借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

○貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

【参考】集落内の面積（属地）

○総土地面積

原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。

なお、都道府県別の行政界が確定していない場合は、本調査で市区町村別に把握した面積の集計値に湖沼等の未所屬地を加えた面積としている。

○田

ア 耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地のことをいう。水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含む。したがって、天水田、湧水田なども田とする。

イ 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔をつくり水をたたえるようにしてある土地や、湛水のためビニールを張り水稻をつくっている土地）も田とする。

ウ ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とする。また、同様にさとうきびを栽培していれば畑とする。

なお、水をたたえるためのけい畔をつくらず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ水稻をつくっても畑とする。

○畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

○樹園地

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。

花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。

樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

【4】立地条件

1 法制上の指定地域

○都市計画区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に基づき指定されている区域をいう。

○市街化区域、市街化調整区域

都市計画法第4条第1項の都市計画において、同法第7条第1項の規定に基づき定められている区域をいう。

○線引きなし

都市計画区域内であって市街化区域、市街化調整区域に該当しないものをいう。

○農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第6条第1項に基づき指定されている区域をいう。

○農用地区域

農業振興地域の区域のうち、農用地等として利用されるべき土地の区域をいう。

○振興山村地域

山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づき指定されている区域をいう。

○豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。

○特別豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定されている区域をいう。

○離島振興対策実施地域

離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。

○特定農山村地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（略称：特定農山村法）（平成5年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。

○特認地域

中山間地域等直接支払制度において、地域振興立法8法（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号））の指定地域以外で、地域の実態に応じて都道府県知事が指定した生産条件の不利な地域をいう。

○過疎地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。

○半島振興対策実施地域

半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。

2 最も近いD I D（人口集中地区）までの所要時間

○D I D（人口集中地区）

平成12年国勢調査において、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。

(D I D : Densely Inhabited District)

○最も近いD I D（人口集中地区）までの所要時間

当該農業集落の居住者が普段利用している交通手段（自動車、バス、電車等）によることとし、その起点は、当該農業集落の中心地とし、終点は、D I Dの中心地とする。

離島の農業集落で船舶や空路を利用する場合は、その所要時間を含める。

なお、居住者が普段利用している交通手段については、利用者数が最も多いものとする。

【5】農業集落内での活動状況

○寄り合い

原則として地域社会または地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいう。

また、農業集落の全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていなくても、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意志決定がなされているものであれば寄り合いとみなします。

ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。

○寄り合いの議題

ア 農業生産にかかる事項

生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。

イ 農道・農業用排水路・ため池の管理

農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。

ウ 集落共有財産・共用施設の管理

農業集落における農業機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。

エ 環境美化・自然環境の保全

農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項を言う。

オ 農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進

寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント

等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。

カ 農業集落内の福祉・厚生

農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒などをいう。

○実行組合

農業生産活動における最も基礎的な農家集団である。

具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。

ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。

【6】地域資源を活用した活性化への取組状況

1 地域資源の保全活動の有無

○農地

農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。

○森林

森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」のことであり、山林に未立木地を加えたものに該当する。

○ため池・湖沼

以下に該当するものをいう。

- ① かんがい用水をためておく人工または天然の池
- ② 川や谷が種々の要因でせき止められたもの
- ③ 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの
- ④ 火口、火口原に水をたたえたもの
- ⑤ かつて海であったものが湖になったもの
- ⑥ その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの

○河川・水路

河川・水路一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。

なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。

2 地域資源を活用した交流事業の取組の有無

○農山村地域資源を活用した観光客の受入

農山村地域にある資源がもたらす景色・景観を鑑賞することなどを目的として訪れる都市部等からの不特定の観光客を受け入れることをいう。

○産地直送を介した交流

農協や生産組合等が行っている農林水産物の消費者等への産地直送や直送先の住民を生産現地へ招待する等の交流をいう。

なお、農山村地域の住民だけでなく、観光客等も対象として、定期的を開催さ

れている農林産物の青空市、朝市も含む。

○児童、生徒の農林業体験学習の受入

児童、生徒が校外学習等で農山村地域において農林業に係る作業の体験等を通じ、農林業への理解を深めるものをいう。

○農林業ボランティア活動を介した交流

過疎化、高齢化等による農山村地域の多面的機能の低下を防止するために、都市部の住民等がボランティアで、農林業の作業を手伝うものをいう。

3 地域資源を活用した活性化に資する施設数

○産地直売所

生産者が自ら生産した農産物（農産物加工品を含む。）を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいう。

なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は除く。

○市民農園

農地を第三者を経由せず、非農家への貸付又は農園利用方式により利用させて利用料金を得ている事業をいう。

※農園利用方式 相当数の人員を対象として、定型的な条件でレクリエーションその他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供するものである。

○農業・農村研修資料館

農業関係の研修、農業・農村に関する資料の展示、農業・農村体験等を行っている施設をいい、都市と農村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設を含む。

なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。

○農業公園

農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。

なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。通常「○○農業公園」等と称される。

○森林・林業研修資料館

林業関係の研修、森林・林業に関する資料の展示、森林・林業体験等を行っている施設をいう。都市と山村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設や市街地に所在する常設の施設を含む。

なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。

○体験実習林

植林、下刈り等林業生産活動等の体験学習を行うことを目的として提供されている林業体験林、林業学習林等の森林をいい、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。

なお、大学、高等学校、小中学校等の学校林は、広く一般に提供されている場合のみ含む。また、森林・林業研修資料館に併設され、一体的に利用されているものは除く。

○森林レクリエーション施設

国民の保健・文化・教育に広く利用されることを目的とした施設であり、山林の地形や樹木の存在を活かし、森林と施設が一体的なものとして利用されており、森林計画の対象森林の中に存在、もしくはその森林を活用した施設をいう。

森林公園、キャンプ場のほか、スキー場、野鳥観察施設、木工体験施設、炭焼き体験施設、フィールドアスレチック場、オリエンテーリングコース、ピクニック広場等を含む。

なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。

【7】分析指標

○総戸数の増減率（1990年比較）

1990年の当該農業集落の総戸数と2000年の当該農業集落の総戸数を比較し、その増減率を算出したものである。

○耕作放棄地率

所有耕地面積（経営耕地面積－借入耕地面積＋貸付耕地面積＋耕作放棄地面積）に占める耕作放棄地面積の割合を算出したものである。

○農家率

農家数を総戸数で除して求めた割合である。

○借入耕地率

経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合を算出したものである。

○貸付耕地率

所有耕地面積に占める貸付耕地面積の割合を算出したものである。

○販売農家率

総農家のうち販売農家の割合を算出したものである。

○主業農家率

販売農家のうち主業農家の割合を算出したものである。

○65歳以上農家人口率

農家人口に占める65歳以上の農家人口の割合を算出したものである。

○農業就業人口率

就業状態別世帯員に占める農業就業人口の割合を算出したものである。

○農業就業人口のうち生産年齢人口率

農業就業人口に占める生産年齢人口（15～64歳）の割合を算出したものである。

○農業集落主位作物別類型

農業生産の地域における経営部門の特色や産地化形成の状況を見る指標として、農業集落における販売農家のうち、農産物販売金額第1位部門の割合が最も高い作物別に区分した。

区分	コード番号
稲作	01
麦類作	02
雑穀・いも類・豆類	03
工芸農作物	04
施設野菜	05
露地野菜	06
果樹類	07
花き・花木	08
その他の作物	09
畜産（養蚕を含む）	10
販売なし	20